

NO. 29

The School Health

(第二十九号)

編集発行
日本学校保健会
岩原 拓
東京都港区西久保
明舟町10番地
3785
電話(50) 9974
振替口座東京 98761
印刷所 伊東進歩堂
東京都文京区東青柳町30
価額1部15円(送料とも)

学校保健

財団法人 日本学校保健会会報
昭和34年1月1日発行(隔月1回1日発行)



時評

学校保健の回顧と展望

皆さま、おめでとうございます。
どうか今年も学校保健にとつて、良い年
でありますよう祈ります。

昨年は学校保健法成立という歴史

的な年であります。しかし、学校

保健法に基く学校保健活動を旺盛に

展開するのは今後であると申さざるを得ません。

今年早々に開始される就学時の健

康診断や児童生徒の疾病治療の実施

など一日も忽せにできないものが目

前にあります。いづれも、従来の

学校保健の進め方では間に合わない

のであります。その上に、冬期の学

校保健対策も着実に進めなくてはな

りません。インフルエンザ、ジフテ

リアと冬の学校伝染病に対する備え

は十分でしようか。これらについて

の学校保健法による取扱いは十分研

究済みでしょうか。また、暖房、換

気、その他、冬の学校環境衛生に関

する検査や処置の計画は進められて

いるでしようか。このように忙しい

冬もあつという間に過ぎて、いよいよ

四月以降の新学年度に入ります。

定期健康診断、定期環境衛生検査を

始め新らしい年度の学校保健計画に

ついての原案が進められなくてはな

りません。これらは学校保健主事の

仕事です。保健主事の研さんと努力

は正しく学校保健活動の源泉であります。全国二千万の児童生徒の健康

については学校医、学校歯科医、学

校薬剤師、養護教諭の専門技術によ

る所まことに大なるものがあります

が、これらの方々が活動され易いよ

うにする役目は、実に校長と学校

保健主事の手中にあります。二千万

児童生徒を学校病に対し守り抜く

ことは難事ではありますが、学習能

率の向上のためには、欠くことので

きないものであり、また明るく樂し

い健康な国造りにつながるものであ

ります。

第二十九号目次

◇時評 学校保健の回顧と展望

◇本年の就学予定者を対象、初めての就学時健康診断、適正な実施を望み文部省から注意。

◇健康診断の方法と技術的基準の補足的事項。

◇学校環境衛生検査基準案、検査は学校薬剤師が担当する。

◇地方だより。

◎御願い 本号に就学時健康診断に関する通達を特集してあります。関係者の御精読をお願いします。

本年の就学予定者を対象

初めての就学時健康診断

適正な実施を望み、文部省から注意

体育局長通達

△文体保第一六六号(昭和三十三年一月二七日)

各都道府県教育委員会教育長殿

文部省体育局長 清水 康平

就学時の健康診断の実施について

(通達)

学校保健法の第四条によつて、児童の小学校へ就学するに当つて就学時の健康診断が制度化され、市町村の教育委員会は、来る四月に就学すべき児童に対する入学期日の通知が行われるまでに、それら児童に対し就学時の健康診断を実施しなければならないのであるが、文部省体育局では、これが実施に遺憾なきを期し、去る十一月二十七日付体育局長通達をもつて、各都道府県教育委員会教育長に対し、次のように指導方を依頼した。

就学時の健康診断の意図するところは(1)学校教育における子女の健康の問題について保護者及び本人の認識と関心を深める(2)疾病又は異常を有する就学予定者については、入学時までに必要な治療をし、あるいは健康規正を適正にする等により健康な状態で入学するようとする。(3)病弱、発育不完全等の者及び盲者、聾心身に故障のあるものについては、就学義務の猶予若しくは免除又は特殊教育諸学校への就学若しくは特殊学級への編入等により心身の状況に応じた適正な就学を図る。(4)これらのことにより義務教育の円滑な実施に資する。にあると言われるが、制度として行われるのは、今年が始めであるので、実施者がよくこれらを理解して最も適正に実施するよう

対象者
学校教育法第二二号第一項の規定により翌学年の初めから小学校または盲学校もしくは聾学校の小学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものであるが、さらに具体的には学

支障を生ずるおそれのある疾病または異常の発見につとめるなど法定第五条の事後措置に関連して必要な検査の項目が定められるものであること。

日本学校保健会推せん

(一) 方法および技術的基準

就学時の健康診断の方法および技術的基準は、(1)の検査の項目ごとに、学校保健法施行規則(昭和三三年文部省令第一八号。以下「規則」という)第一条に定められた「児童、生徒、学生および幼児の健康診断の方法」(昭和三三年政令第一七四号。以下「令」という)第一条。

(2) 保護者への通知

市町村の教育委員会が就学時の健康診断を行うに当つての保護者の通知については、令第三条に規定されているが、この通知文については、別記第一を参照の上、当該市町村の教育委員会において一せいに規定され、なるべく早目に通知すること。

三、時期、検査の項目、方法および技術的基準、健康診断票

四、時期

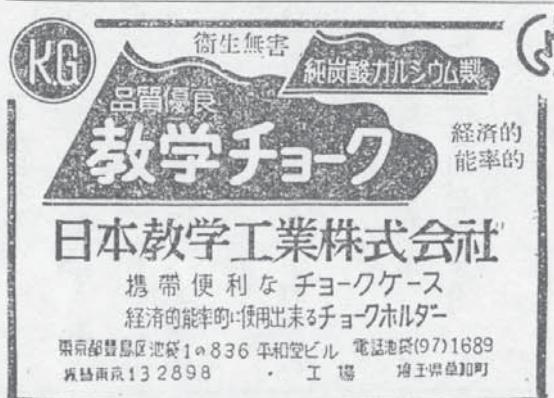
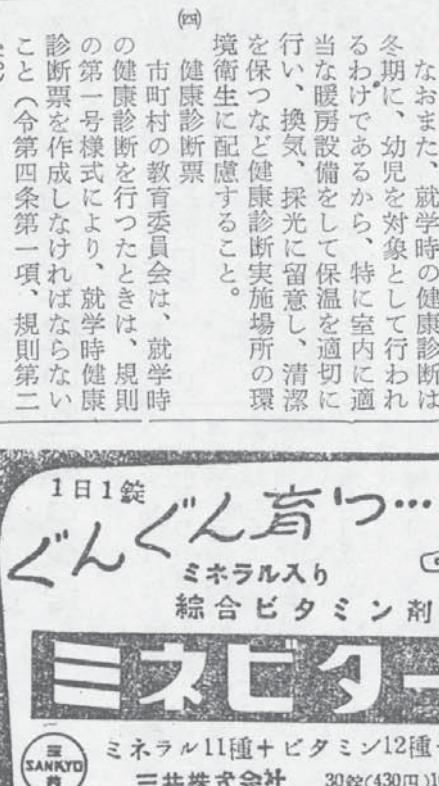
就学時の健康診断は、学校教育法施行令第二条の規定により、当該市町村の教育委員会において、第一項の規定により当該市町村の教育委員会において入学期日の通知が行われるまでの間に、当該市町村の教育委員会が決定する日時に行うものであること(令第一同第三条)。

(四) 健康診断票

市町村の教育委員会は、就学時の健康診断を行つたときは、規則の第一号様式により、就学時健康診断票を作成しなければならないこと(令第四条第一項、規則第二条)。

一、就学時の健康診断を行う趣旨
就学時の健康診断は、就学予定者に対し、あらかじめ健康診断を行うぶんにして遺憾のないよう、御指導方をお願いいたします。

二、対象者
就学時の健康診断を行う趣旨
就学時の健康診断は、就学予定者に対し、あらかじめ健康診断を行いつし保健上適正な就学についての指導を行い、義務教育の円滑な実施に資するため行われるものであらかじめ学齢簿を作成し、入学期日の通知などをを行う就学事務との関連において行うものであること。



後記四の事後措置をとつた後は、翌学年の初めから一五日前までに就学時健康診断票を就学時の健康診断を受けた者の入学する学校の校長に送付しなければならないこと(令第四条第二項)。

なお、就学時健康診断票の送付を受けた学校においては、これにより就学時の健康診断の結果を、新入学児童の学級の編制、保健管理、保健指導などに活用するよう受けた学校においては、これに事後措置

市町村の教育委員会は、就学時の健康診断の結果に基き、担当医師および担当歯科医師の所見にして、法第五条の適切な措置をとること。

この事後措置は、就学時の健康診断の結果を保護者に通知し、その通知においてあわせて所要事項を記載して行うのが適当であり、またこの通知は、入学期日の通知とあわせて行うのが便宜であることを記載して行うのが適当である。もとより必要に応じ保護者の出頭を求めて指導、助言を行うといふ場合も考えられること。

この法第五条の事後措置の実施基準を分類して記せば次のとおりである。

(+) 健康な者
発育も順調であり健康な者については、その旨を通知し、今後も健康に留意し生活を規則正しくして、元気で入学するよう附言することが適当である。

(-) 疾病または異常を有する者について、元気で入学するよう附言する

また、市町村の教育委員会は、必要な医療を受けるよう勧告し、または必要に応じてさらに必要な検査を受けるようあるいは予防接種を受けるよう指導し、また発育が順調でない者、栄養要注意の者などには、その発育、健康状態に応じて保健上必要な助言を行う。特に伝染病または学習に支障を生ずるおそれのある疾病でトロボーム、結膜炎、白癬、疥癬、膿瘍などをする者についてはすみやかに必要な医療を受け、入学前に治療を終つて入学するよう勧告する。

(+) 病弱、発育不完全などのため就学困難と認められる者
明らかに学校教育法第二二条第一項に規定する義務(以下「就学義務」という)を猶予または免除することは、就学義務の猶予または免除を受けることが適当である旨をおよびその願い出すべきことを指導する。

さらに必要な検査、精密検査を受ける必要があると認められる者については、(+)のこれらの者の場合に準じて指導する。

身体虚弱者、精神薄弱者などで特殊学校に編入することが適当と認められる者などについては、そ

の場合は、(+)のこれら者の場合に準じて指導する。

(+) 身体虚弱者、精神薄弱者などで特殊学級に編入することが適当と認められる者
身体虚弱者、精神薄弱者などを除く者は、(+)のこれら者の場合に準じて指導する。

なお、すみやかに治療のためには、その旨を保護者に指導し、かならず付き添いの上、この健康診断を受けて下さい。

これらの者で盲学校、聾学校または養護学校へ就学することが適当であると認められる者については、(+)のこれら者の場合に准じて指導する。

なお、さらに必要な検査、精密検査を受ける必要があると認められる者については、(+)のこれら者の場合に准じて指導する。

なお、さらには、(+)のこれら者の場合に准じて指導する。

一、就学時の健康診断を行う趣旨
この就学時の健康診断は、就学予定者に対し、あらかじめ健康診断を行い、就学予定者の心身の状況を把握して、保健上の適正な就学を期するために行われることになつたものであり、保護者は、子女を小学校(または盲学校もしくは聾学校の小学校)に就学させる義務の適正な履行のために、この健康診断を受けさせる必要があります。

二、日時
昭和年月日午前午後時
から午前午後時まで行います

なお、当日病気その他やむを得ない事由によつて健康診断を受けたことができなかつた者については、別途あらためて日時を通知する。

三、場所
○○○○小学校で行います。

四、実施の要領および注意事項
この健康診断は、心身の状況の実施に従つて行います。

子女の身体や衣服をなるべく清潔にして来て下さい。

保護者またはこれに代る付添人は、子女の主な既往症と種痘

(四) 不自由その他心身に故障のある者で盲学校、聾学校または養護学校へ就学することが適当と認められる

別記第一
就学時の健康診断を行うに当つての保護者への通知文(参考例)
官通達)を参照の上、その適正を期すること。

昭和年月日

市(町村)教育委員会名印

就学予定者に対する就学時の健

保護者名印

記

高単位総合ビタミン剤
ビタリゲン
東京都豊島区 大正製薬株式会社



大正製薬

(痘瘡の予防接種のこと) ジフテリアなどの予防接種を受けた月日が答えられるようにして来て下さい。

(四) この健康診断は、子女のよりよい就学のため行われるものですが、特別な準備などはいつさい不必要で、気軽に受けさせて下さい。

別記第二 就学時の健康診断における知能検査実施上の留意事項

一、就学時の健康診断における知能についての検査は、規則第一条第一四号に規定するように、精神薄弱児の発見につとめるために行うものであるから、普通児と精神薄弱児との判別に専ら問題があるものであり、普通児の知能指数を検査するものではないこと。

二、就学時の健康診断における知能の検査は、一の目的に合致するよう簡便で、しかも就学予定者の年令層に適合した知能検査法によること。

三、検査場は、明るい静かな部屋で直接検査に関係のない者は入らないようにしてること。

四、検査の人員は、おおむね一人に一〇人を標準とする。

(一) 検査は、正しい手続により、正しい教示を守つて行い、正しい採点をするなど検査の条件をよく守ること。

(二) 被検査者とじゆうぶん心的融和ができるようすること。

(三) 検査者が多人数の場合は、検査開始前に動機づけのしかた、テストの練習問題の説明のした、説明時間、テストの全体の時間、事故の起きた場合の処置補助者のしごとなどについて、打合せをじゅぶんすること。

七、知能検査の結果、知能指数七五程度以下の者については、この通

健康診断の方法と技術的事項

また、学校保健法第六条によつて児童、生徒、学生及び幼児の健康診断を各学校は毎学年定期に行わなければならぬのだが、これは従来の学校身体検査が、やや形式に流れているのを、学校保健法及び同施行規則によって整備充実を期したもので、学校保健法施行規則(昭和三年文部省令第一八号)第五条において定めたのを、学校保健法及び同施行規則(昭和三年法律第五六号)第六条第一項に規定する児童生徒、学生および幼児の健康診断の方法および技術的基準については、同法第一〇条第一項の規定に基き学校保健法施行規則(昭和三年文部省令第一八号)第五条において定められたが、なお、下記の補足的事項に留意のうえ、児童、生徒、学生および幼児の健康診断の実施に遺憾のないよう御配慮をお願いします。

準の補足的事項について(通達) 学校保健法(昭和三年法律第五六号)第六条第一項に規定する児童生徒、学生および幼児の健康診断の方法および技術的基準については、同法第一〇条第一項の規定に基き学校保健法施行規則(昭和三年文部省令第一八号)第五条において定められたが、なお、下記の補足的事項に留意のうえ、児童、生徒、学生および幼児の健康診断の実施に遺憾のないよう御配慮をお願いします。

記 「児童、生徒、学生および幼児の健康診断の方法および技術的基準の補足的事項」

1、身長、体重、胸囲および座高の測定にあたつては、その正確を期すため、あらかじめ、測定用具を点検し、その正否に注意すること。

2、胸囲の測定にあたつて、乳房が著しく膨隆している女子については、尺帶を少し上方に当てる。

3、脊柱の疾病とともに「カリエス」の検査にあたつては、その可動性措置すること。多くの場合、さらた、説明時間、テストの全体の時間、事故の起きた場合の処置補助者のしごとなどについて、打合せをじゅぶんすること。

七、知能検査の結果、知能指数七五程度以下の者については、この通

達の本文の記の四の(四)または(四)の事後措置の実施基準によつて実施すること。多くの場合、さらた、説明時間、テストの全体の時間、事故の起きた場合の処置補助者のしごとなどについて、打合せをじゅぶんすること。

七、知能検査の結果、知能指数七五程度以下の者については、この通

達の本文の記の四の(四)または(四)の事後措置の実施基準によつて実施すること。多くの場合、さらた、説明時間、テストの全体の時間、事故の起きた場合の処置補助者のしごとなどについて、打合せをじゅぶんすること。

七、知能検査の結果、知能指数七五程度以下の者については、この通

あ子さまにはコレを!

歯そのものを強くする歯磨です
こどもライオンには特にのび盛りのお子様の歯に有効なフッソを配合しております。ムシ歯を防ぐことはもちろん歯そのものを強くします。

…クリームはみがき…

こどもライオン

30円

表を注視させ、その見えた最小の視標を求め、その視標の側に付記してある数字を右眼の裸眼視力とする。左眼についても、この例に準ずること。

(6) 裸眼視力一・〇に達しない者については、必ず板付検眼「レンズ」などを用い、そのきょう正視力を検査すること。

ア、「レンズ」は、弱度のものから順次に使用し、視力がきよう正されるかを検査すること。

イ、四「レンズ」を使用して一・〇以上の視力を得た場合には、その最もよい視力を得るために、使用した四「レンズ」の最弱度のものの度をもつて、近視の度とすること。

ウ、凸「レンズ」を使用して一・〇以上の視力を得た場合には、その最もよい視力を得るために、使用した凸「レンズ」の最強度のものの度をもつて、一応遠視の度とすること。

エ、凹「レンズ」または凸「レンズ」を使用しても一・〇以上のきよう正視力を得ることができないが、ある程度きよう正することができる場合には、その最もよい視力を得るために、使用した「レンズ」の度ならびにそのときの視力を一応記入すること。

オ、板付検眼「レンズ」などを用いて検査しても一・〇以上のきよう正視力を得ることのできない場合には、検査者において必要な検査を行い、視力障害の原因が判明したときは、その旨「眼疾」欄に記入すること。

6、聴力の検査にあたつては、下記によつて実施すること。

(1) オージオメーターは、日本工業規格(JIS)によるものを用いること。

(2) 聴力の検査は、次の順序によつて行うこと。

ア、まず、選別検査を行う。この選別検査は、次によつて行うこと。

(1) 検査場は、正常聴力者が一〇〇〇C/S、一五d bの音をめいりように聞きうる場所であること。

(2) この選別検査は、オージオメーターを用い、聴力損失ダイアルを二〇dBに固定し、周波数切替えダイアルだけを用いて、このレベルを聴取できぬものを選別する。この際の検査音としては、一〇〇〇C/S、四〇〇〇C/Sを用いる。第一回の検査で選別された者に対する再検査を行う。

7、

イ、次に、選別検査の結果によつて難聴の疑いある者に対しても、オージオメーターを用い、精密検査を行うこと。

(1) 検査音の種類は、少なくとも五〇〇C/S、一〇〇〇C/S、二〇〇〇C/S、四〇〇〇C/Sとする。

(2) 検査方法は、下記によることが被検査者を、眼をとじて楽にすわらせ、耳にオージオメータの受話器をよくあてさせる。

上記の検査音の検査の順序は一〇〇〇C/S、二〇〇〇C/Sと進み、次

いで一〇〇〇C/S、五〇〇C/Sの順とする。これらの検査音のそれぞれについて、あらかじめじゆうぶん聞える音の強さで聞かせ、ついで音の強さを弱めていき、一応聞えぬところまで下げ、次に検査音をだんだん強めて行き、初めて聞えた音の強さ(dB)を聴力損失デシベルとする。

音を強めるときには、一ステップを一~二秒の速さで強くするようにする。

検査音が聞えれば、被検査者は信号ボタンを押すかあるいは手指等で合図することにし、検査音の認知がめいりようでないときには、断続器を用いて音を断続させて聞かせ、その認知を確認する。断続器を使用できない場合には、聴力損失ダイアルを一度左にもどしてから、再び強めることをくり返し、その認知を確認する。

この検査は、聞えのよい耳を先きに検査し、左右とも同じときには、右耳を先きに検査する。囁語法によつて、聴力の検査を行う場合には、下記によつて右耳から始め、囁語によつて左右各別に障害の有無を検査し、障害のある者については、検査者においてさらに精密検査を行い、難聴の有無を検査すること。

左耳の検査についても、この例に準ずること。

この場合、復唱正確な者は、聴力障害のないものと認める。不正確な者については、検査者に、被検査者を漸次接近させて同様の方法により検査を行い、正確に復唱することができたときの距離を健康診断票の「聴力」欄に記入すること。

検査用語は、次の三組の中から適宜一語あてを選ぶこと。

第一組(聴取しやすいもの)
かいこ、かたかな、からかさ、

第二組(聴取し難いもの)
いね、いも、うま、つな、富士の山、ふね、冬、へや、骨東京、とけい

第三組(聴取に難易があり適宜選出すべきもの)
いちこ、体操、竹、たこ、電車、桜、砂糖、しか、試験写真、唱歌、すいか、生徒、先生、た

汽车、汽船、口、くつ、さかな、

第五章
虫下し
一番新しい…効果の優れた
虫下し
▶蟲がよく下りる
▶絶食が要らない
▶下剤も要らない
▶副作用がない
虫下し
ベキシン錠
同時に下りる
20錠 100錠

よい子の健康を守る

お子様用総合ビタミン

パン末

ショノギの

25g 280円・100g 900円・15cc 300円

虫下し

一番新しい…効果の優れた

虫下し
ベキシン錠
同時に下りる
20錠 100錠

左右各別に記入すること。
8、歯の検査は、下記に留意して実施すること。

- (1) 歯の処置および指導を要する者の選定に重点をおくこと。
- (2) 歯ぎん炎、歯そうのう漏、不正咬合などの疾病および異常については、特に処置またはきよ正を要する程度のものを具体的に、所定欄に記入すること。

補てつを要する歯如歯、処置を要する不適当な義歯などのあるときは、その旨「担当学校歯科医所見」欄に記入すること。

(4) はん状歯のある者が、多數発見された場合には、その者の家庭における飲料水についても注意すること。

9、寄生虫卵の有無の検査は、主として回虫卵、十二指腸虫卵などの腸内寄生虫卵を目標として行いその検出率を高めるようつとめること。

十二指腸虫卵の有無の検査を行う場合は、なるべく飽和食塩水浮遊法による集卵法によること。この集卵法は、おおむね次のようにある。

便の各部から約一グラムの量をとり、これを試験管に入れ、これの試験管に約七分まで飽和食塩水を加えガラス棒などでよくかきまわし、ごみがあるときはこれをとりのぞき、この試験管を試験管立てに立てる。次いで、液の表面が試験管の口の凸面を作つて盛り上げるまでピペットで飽和食塩水を加え、約三〇分放置しておく。そして、カバー・グラスを試験管の口に盛り上がつた凸面に静かに水平

に接触させる。このカバー・グラスを、そのままスライド・グラスの

上にのせて、これを顕微鏡で検査する。

学校環境衛生検査基準（案）

検査は「学校薬剤師」が担当する

空気・暖房・換気・採光 および照明

一、検査時期

一一定期の検査

一一夏期における衛生対策（防暑その他）を目的とする検査は六月、七月および九月のうち、適当の時期に、教室その他について、原則として毎年一回左記検査項目中二・一・二・六項並びに二・九・一・二・六項の検査を行う。

一一冬期における衛生対策（暖房・換気・保温・採光・照明その他）を目的とする検査

一一月、一二月並びに一月、二月のうち、適当の時期に、教室その他について、原則として毎年一回左記検査項目中二・一・二・二項の検査を行う。

二、検査項目

次ぎの一四項目について検査を行う。

- 二・一 気温 二・二 気圧 二・三 気湿 二・四 気動 二・五 感覚温度 二・六 热輻射
- 二・七 炭酸ガス（二酸化炭素） 二・八 一酸化炭素 二・九 換気 二・一〇 霉埃 二・一一 落下細菌数 二・一二 照度 二・一三 騒音 二・一四 有害ガスおよび有害物質（大気汚染物質）

三、基準および検査法

三・一 判定基準

三・一・一 気温

一五と二五度であることが望ましい。

三・一・二 気湿

五〇と六〇%であることが望ましい。

三・一・三 気動

ほとんど気動を感じない程度が望ましい。

三・一・四 感覚温度

一五と二二度であることが望ましい。

三・一・五 热輻射

的とする検査

教室その他について、必要に応じて左記検査項目中二・三項の検査を行う。

一・二・三 大気汚染物質を目的とする検査

学校の付近に、大気汚染物質として、有害ガスまたは有害物質が飛散するおそれのある場合には、必要に応じ、左記検査項目中二・一四項の検査を行う。

消化完全乳化
特殊皮膜で
効力安定

学童の栄養補給には



（学校用）一粒中のビタミン含量
A 3,000 国際単位
D 300 国際単位

研究所
河合製薬株式会社

昭和通2丁目6
(38)4742丁目
野野野(38)443-445
中野中野
東京電話
中野中野
東電

著しくあつてはならない。

三・一・六 炭酸ガス(二酸化炭素)
常に $0.1\text{v/v}\%$ ($1,000\text{ppm}$) 以下であることが望ましい。いかなる場合にも $0.15\text{v/v}\%$ ($1,5000\text{ppm}$) 以上に及ぶことがあつてはならない。

三・一・七 一酸化炭素
常に検出されないことが望ましい。いかなる場合にも 10ppm ($0.001\text{v/v}\%$) 以上に及ぶことがあつてはならない。

三・一・八 換気
学校の教室の空気積は床面から四m以上の高さの空間を除き、在室者一人当たり 10m^3 (児童および幼児については 5m^3) を標準とする。なお、児童または生徒一人当たりの空気の床面積は 1.29m^2 を標準とする。

三・一・九 一 室内の空気積は次ぎによることが適當である。

三・一・十 一 学校の教室の空気積および換気については次ぎによることが適當である。

三・一・十一 新鮮な空気の供給を確保するため、できるだけ窓を開放し、なお作業室、実験室、調理室などの特に塵埃、有害ガス、臭気、水蒸気などを発生する室内では、換気に特別の注意を払う。この場合、換気回数は一時間三回以上、換気量は炭酸ガス $0.1\text{v/v}\%$ 以下に保つよう調節することを標準とする。

	良	可	好ましくない	許容数
塵埃数 cc	<600	610~1,550	>1,560	3,000

三・一・一〇 落下細菌数
次ぎの基準を判定の目安とする。

	良	可	好ましくない	許容数
細菌数	<30	31~190	>200	300

三・一・九・二 労研式塵埃計を用いた場合。

	良	可	好ましくない	許容量
Ai	<0.54	0.55~2.2	>2.3	5.0
Ao	<0.39	0.4~1.4	>1.5	3.0
Ai-Ao	<0.15	0.15~0.8	>0.8	2.0

[註] Aiは吸光度× $(\frac{\text{ろ紙面積cm}^2}{\text{屋内採気量m}^3})$
Aoは吸光度× $(\frac{\text{ろ紙面積cm}^2}{\text{屋外採気量m}^3})$

著しくあつてはならない。

三・一・六 炭酸ガス(二酸化炭素)
常に $0.1\text{v/v}\%$ ($1,000\text{ppm}$) 以下であることが望ましい。いかなる場合にも $0.15\text{v/v}\%$ ($1,5000\text{ppm}$) 以上に及ぶことがあつてはならない。

三・一・七 一酸化炭素
常に検出されないことが望ましい。いかなる場合にも 10ppm ($0.001\text{v/v}\%$) 以上に及ぶことがあつてはならない。

三・一・八・二 煙突の位置および高さは建築基準法(昭和二五年法律第二〇一号)施行令(昭和二五年政令第三三八号)第一一五条の規定に準ずる。

三・一・九 霧埃
次ぎの基準を判定の目安とする。
三・一・九・一 霧埃
次ぎの基準を判定の目安とする。

室名	必要照度(ルツクス)
給食調理場、製図室および裁縫室	200~500
一般教室黒板面	150~300
一般教室机上面、図書室机上面	100~200
講堂、図書室、実験室など	90~150
体育館、応接室	50~100
講堂(非講義用)	30~100
洗面所、便所、更衣室、階段	20~70
廊下(一般) 出入口	10~50

三・一・一・二 採光は左または上方から行い、窓の上縁をできるだけ高くし、窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積は、教室の床面積に対し五分の一以上とし、直射日光に対する対策は天井または日よけを設ける。

三・一・一・三 採光照明は、明暗の対比が著しくないようない方法で行う。

三・一・四 天井および壁

三・一・一・二 採光は左または上方から行い、窓の上縁をできるだけ高くし、窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積は、教室の床面積に対し五分の一以上とし、直射日光に対する対策は天井または日よけを設ける。

三・一・一・三 採光照明は、明暗の対比が著しくないようない方法で行う。

三・一・一・四 天井および壁

学童と低血圧症
近ごろ、健康問題があらゆる階層での話題になつて来たためか「低血圧」症が、新聞その他の健康相談欄にては、日本薬学会協定空氣試験法に準じて検査を行う。また二・二・一三項についてはJIS規格の騒音計を用い、その使用法に従つて検査する。(以下次号)

集団駆虫に

- ①蛔虫・蟻虫・鞭虫に優れた効果を発揮する
- ②副作用の心配がなく小児に安心して使用できる
- ③絶食したり、下剤をかける必要がない。
- ④無味・無臭なので、のみやすい。

●武田の駆虫薬 (2錠入)

アスカルール錠

2錠中にカイニン酸 5mg と サントニン 50mg を含有

大阪市東区道修町 武田薬品工業株式会社

ウロコ印



武田薬品

の色は、室内照度をよくするため、明るい系統のものを使ひ、壁はクリーム色、またはうす緑色、天井を白色とすれば理想的である。白色壁は明るすぎて、却つて眼の疲労を招きまぶしさを催すから注意を要する。

三・一・一二 騒音
教室内では四〇ポン以下でであることが望ましい。

三・一・一・三 有害ガスおよび有害物質(大気汚染物質)
常に検出されないことが望ましい。

三・二 試験法

前記二・二・一~二・二・一
二項および二・二・一四項につ

いては、日本薬学会協定空氣試験法に準じて検査を行う。また二・二・一三項についてはJIS規格の騒音計を用い、その使用法に従つて検査する。(以下次号)

地方だより

東京都学校保健大会

二十八日杉並公会堂で第五回東京都学校保健大会を開催したが、当日恒例により表彰された学校保健功労者は、次の三十氏である。

△学校医

島田美夫、遣沢忠三郎、佐多正大、大島昌安、矢部賢三、中谷千章、小川安太郎、折本勝治、神辺盛文

△学校歯科医

松本利治、岡本伝、関口篤、宇佐美八郎、宮田庄三郎、清信静夫、塚本剛一

△学校薬剤師

島田正則、中村勇司、古屋英盛

△保健主事

工藤亮輔、三井武、武田利康、進藤末治

△養護教諭

矢崎タキ、里見フミ、明石シゲヨ須貝愛子、溝口けざ子

愛知県学校保健大会

第七回愛知県学校保健大会は、県教委、県学校保健会、県学校給食会の主催によって、去る十一月八日、名古屋市の愛知県市町村会館ホールで盛大に開かれた。分科協議会は小学校部会が健康管理の充実、中学校部会が健康管理の徹底を各協議主題とし、八田保健

厚生課長、水野名大教授、横地高校保健会長をそれぞれ指導助言者として研究を進めたほか、東大教授重田定正氏の「学校保健の諸問題について」特別講演があつた。

なお当日恒例の健康優良学校、保健活動優良校、健康優良児童生徒並永年勤続者の表彰式が行われたが、学校医等の被表彰者は次のとおりである。

△学校医

橋本式平、佐伯徳三郎、稻垣寿一伊藤静、友田百次郎、村上正雄、高沢豊、早川朋光、神谷芳根、富田清、山本敬三、山本肇、高村馨、平野千秋、伸たい、片岡剛、柴田藤市、佐藤亨、牧野喜代

△学校歯科医

石原哲、盛田秀雄、石原真一、小島築博、横田準三、岸本孝平、小島かね、都築士郎、大杉喜三郎、三宅光一、鈴木英二

△学校薬剤師

新井忠良、加藤清市

△学校保健主事の手引作成

三重県学校保健会は、十一月十三日市東富田の馬鳴秋造氏が選任された。

また同会では、かねて「学校保健主事の手引」を作成するため委員会を設けて準備が進められていたが、右手引は、十一月中に完了し、関係者に配布された。

大阪市学校保健会長変る

大阪市学校保健会長として全国的にも極めて有名であつた西起三郎氏

は、一身上の都合により辞任、後任会長には浜野松太郎氏が就任した。

京都府学校保健連合会の行事

京都府学校保健連合会は、去る十一月十二日に京都府連合養護教諭研究会総会、十一月十五、十六両日に京都府学校保健大会、十一月十五日に健康優良学校九校、健康優良児童十三名の各表彰式をそれぞれ開催したが、いずれも、極めて盛会であつた。

近畿学校医研究協議会

第七回近畿学校医研究協議会は、去る十月二十二日に開催された。今回は研究協議に併せてシンポジウム

に学童の交通安全就中その交通安全教育諸問題を取り上げ、先年欧洲に行つた高木敬一医博（市学校医）の「欧米諸国における現状に見て我が国学童の交通安全教育は急いで行わなければならぬ重要な問題である」フルブライトで米国にいた橋本日出雄医博（市学校医）の「米国における安全教育特に交通安全教育について」合計二時間に及ぶ主導の下に行われ、頗る盛会であった。

熊本県学校保健大会

熊本県学校保健会は、去る十一月六日に県学校保健大会を開き、同会から指定されている四校の研究発表

学校保健優良学校、健康優良児童生徒及び保健功労者の各表彰式、学校における安全対策についてのパネルディスカッションのほか、熊本大学体质医学研究所沢田芳男教授の「トレーニングの体力医学的考察（特に疲労問題について）」の特別講演を聴取し、極めて盛会であった。

鹿児島県学校安全会発足

鹿児島県学校保健大会は、去る十一月六日鹿児島市甲南高校で開催された。

なお鹿児島県では、さきに学校安全会を結成したが、三十三年四月以来の学校災害に対する見舞金贈与の活動を開始するほか、十月末には機関誌第一号を発行した。

佐賀県学校保健大会

佐賀県学校保健大会は、去る十一月二十二日、佐賀高校講堂で開かれだが、東京都教育局の下田巧氏の「学校と家庭における保健指導」についての特別講演があつた。

が選ばれた。

福岡県学校保健大会

福岡県学校保健大会は、本年度はその第十回を迎えて昨年十二月九、十の両日にわたって盛大に開催された。

なお同県学校保健会長であつた県教育局保健課長冲和貴氏が八幡市衛生部長に栄転し、後任に天ヶ瀬六三郎氏が柏屋保健所長より転任した。

**ニチバンの
絆創膏**

東京 大阪

日本製薬工業株式会社

児童のための

小粒で甘い綜合ビタミン

集団服用に
賞用され、
欠席率減少
等の好成績
が報告され
ています。

**強力
ビタベビー**



第一製薬 東京日本橋
100錠 300円 300錠 750円
他に大量包装あり